

伊賀市
一般廃棄物処理基本計画
【概要版】

令和8年2月

伊賀市

◆◆◆ 目 次 ◆◆◆

第1章 計画策定の基本的事項	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	3
第3節 計画の期間	4
I. ごみ処理基本計画	
第2章 ごみ処理の現況	5
第1節 ごみ処理フロー	5
第2節 ごみ排出量の実績	7
第3節 ごみ処理の評価	7
第3章 ごみ処理の課題の抽出・整理	8
第4章 ごみ処理基本計画の基本方針	11
第5章 ごみの発生量の見込み	12
第1節 ごみの発生量及び処理量の見込み（施策現状維持の場合）	12
第2節 ごみ排出抑制に向けた目標値の設定	13
第3節 ごみの発生量の見込み（目標達成時の場合）	15
第6章 減量化・資源化計画	16
第1節 減量化・資源化の基本的な考え方	16
第2節 重点的な取り組み	17
第3節 その他の取り組み	21
第7章 ごみ処理基本計画	24
第1節 将来のごみ分別区分	24
第2節 収集運搬計画	25
第3節 中間処理計画	27
第4節 最終処分計画	28
第5節 処理施設整備計画	28
第6節 その他の計画	29
II. 生活排水処理基本計画	
第8章 生活排水処理の現況	30
第1節 生活排水処理の現況	30
第2節 生活排水の排出状況	31

第9章	生活排水の課題の抽出・整理	33
第10章	生活排水処理基本計画の基本方針	34
第11章	生活排水処理基本計画	35
第1節	生活排水の処理主体	35
第2節	生活排水処理の目標	35
第3節	処理形態別人口及び汚泥量の見込み	36
第4節	排出抑制・再資源化計画	37
第5節	し尿・浄化槽汚泥の処理計画	39

Ⅲ. 計画の進行管理

第12章	進行管理計画	41
第1節	推進体制	41
第2節	進行管理	41

第1章 計画策定の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

第1項 ごみを取り巻く状況

経済の発展に伴い、大量生産・大量消費型の経済活動は、大量廃棄型の社会を形成し、環境保全と健全な物資循環を阻害しています。また、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、天然資源の枯渇の懸念、大規模な資源採取による自然破壊など様々な環境問題にも関係しています。そのため、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する「循環型社会」への転換が求められています。

国においては、環境基本法や循環型社会形成推進基本法の制定をはじめ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律の改正、各種リサイクル法の制定等、循環型社会形成を目指して法整備が進められ、近年では令和元年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）、令和4年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）が施行されました。

また、平成27年に行われた国連総会では、令和12年までの新たな目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、海洋ごみ・海洋汚染の大幅な削減や食品ロス・食品廃棄物の削減等について日本等の先進国が率先して取り組むことが目標とされています。

さらに、国は令和2年に、令和32年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラル*を目指すことを宣言しており、廃棄物処理施設の整備にあっても、廃棄物処理システム全体からの温室効果ガスの排出削減や社会全体の脱炭素化への貢献を念頭に置いて進めることが極めて重要であるとされています。

伊賀市（以下「本市」という。）においても、令和6年4月に「伊賀市ゼロカーボンシティ宣言」を行い、市民、事業者及び行政が一体となって取り組み、令和32年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指します。

※カーボンニュートラル：二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、温室効果ガス排出量を実質的にゼロにすることを意味します。



第2項 前計画の評価

(1) 循環型社会の形成に向けた取り組み

本市では、平成 28 年 5 月に伊賀市一般廃棄物処理基本計画を改訂し、「循環型社会の形成」に向け、廃棄物行政に係る様々な課題について検討を行い、市民・事業者・行政が一体となり廃棄物の減量化・資源化・適正処理を推進するとともに、生活排水の適切な処理と水質汚濁の防止に努めてきました。

ごみ処理基本計画で掲げた主な基本方針としてまず「市民・事業者・行政の 3 者が互いに協力し合い、循環型社会の形成を推進します」を掲げており、ここでは、4 R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）の考え方に基づき、それぞれの立場から取り組んできました。

次に「分別を徹底して、資源化の推進と効率性を向上させます」では、資源・ごみ分別ガイドブックやごみ分別アプリなどにより分別排出を徹底しました。また、多言語化により外国の方にも対応しています。

資源化の推進では、環境学習の一環として紙類等の再生利用可能な廃棄物の集団回収を行った団体への奨励金の交付を進めてきました。資源化率については、全国平均が 19.5%（令和 5 年度）、三重県内市平均が 19.0%（令和 5 年度）に対して本市は 14.1%（令和 6 年度）と低くなっています。紙類やペットボトル等の資源化については、民間のスーパーマーケット等に設置された拠点場所でも行われていますが、市でもさらなる分別収集を進めていきます。

(2) ごみ処理体制の整備と今後の方向性

「環境保全とごみ処理の効率の両面からみた、適切なごみ処理体制を構築します」では、近隣市町村とともに、ごみ処理の広域化について検討を進めています。このほか不法投棄防止を目的とした不法投棄物等回収専用ごみ袋の交付も開始しています。

これらの取り組みを進める中、伊賀北部地域（青山地区を除く。）の可燃ごみの処理を行ってきた、「さくらリサイクルセンター」は R D F 発電所が令和元年 9 月末日をもって停止したことから、可燃ごみの処理は民間施設に委託し、焼却処理を行っています。このため、環境への負荷の低減と、処理費用の削減を目的にごみの減量を進める必要があります。分別の徹底と資源化の必要性について、啓発を進めてきました。引き続き啓発を行い、さらなるごみの減量を進める必要があります。

生活排水処理基本計画の方針では、「新しいし尿処理施設を整備します」では、令和 2 年 4 月から伊賀市浄化センターが稼働開始し、青山地区を含めた市全域のし尿・浄化槽汚泥の処理を行っています。

第3項 計画策定の趣旨及び目的

適正なごみ処理について、前計画により進めてきましたが、国が掲げる目標値を満たしていない項目もあることから、今後、更なるごみ減量及び資源化の拡大を図っていく必要があります。

生活排水処理については、し尿及び浄化槽汚泥等の適正な収集運搬、適正な中間処理

に努めていますが、汲み取り世帯や単独処理浄化槽世帯からの生活雑排水が未処理のまま放流されています。河川の水質汚濁防止を図るためにも、合併処理浄化槽への転換、下水道及び農業集落排水への接続が求められています。

このため、今回、計画期間満了に伴い、長期的、総合的な視点に立って、計画的なごみ及び生活排水処理の推進を図るための基本方針や対策をより一層推進するため、「一般廃棄物処理基本計画」の改訂を行います。

第2節 計画の位置づけ

一般廃棄物処理基本計画の位置付けは、図1-1に示すとおりです。

本計画は、廃棄物処理法に基づき策定するものであり、ごみ及び生活排水の適正な処理を確保するため、関係法令をはじめ関連計画との整合を図り、長期的視点に立った基本方針を定めます。

策定に当たっては、国の基本方針や伊賀市総合計画との整合性を図っていきます。

また、廃棄物処理法に基づき、年度ごとに一般廃棄物処理実施計画を策定し、具体的な施策を実施します。さらに、食品ロスの削減に係る取り組みについては、「食品ロス削減推進法」に基づく「食品ロス削減推進計画」としても本計画に位置づけます。

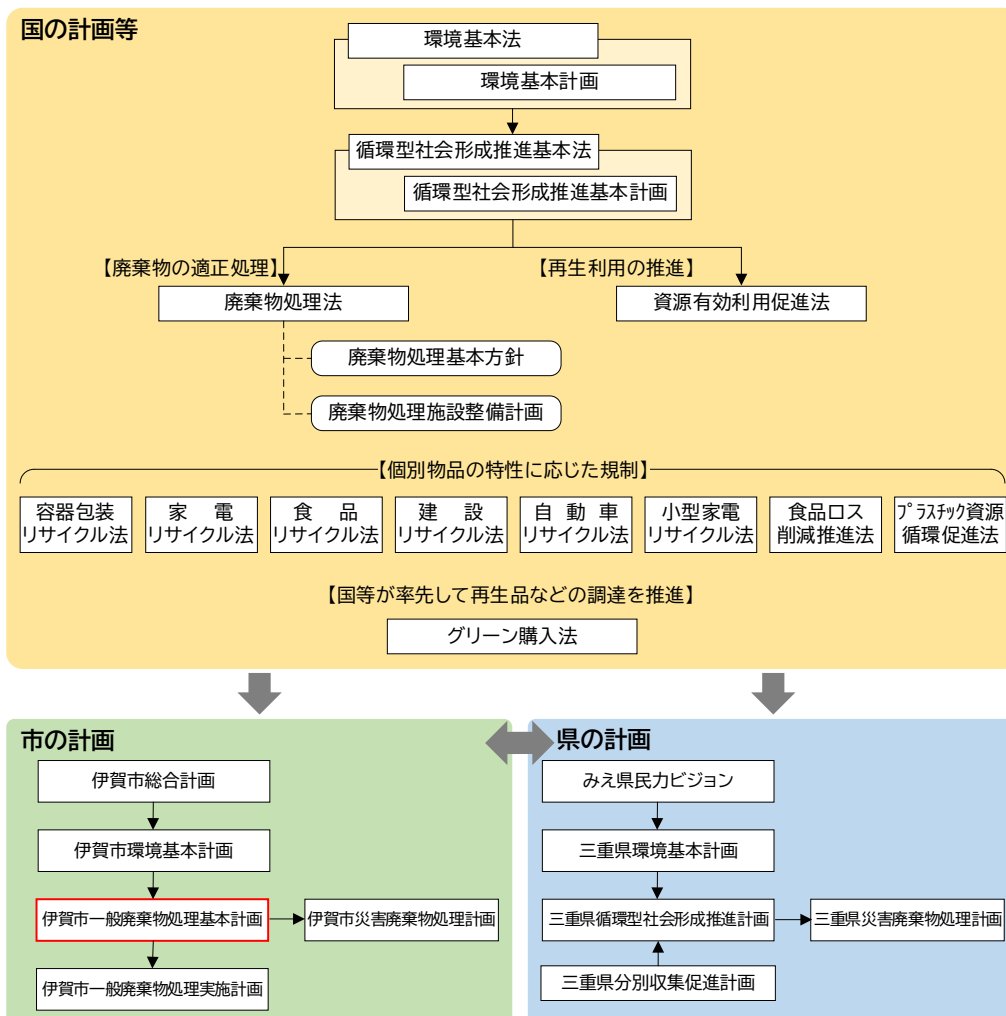


図1-1 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

第3節 計画の期間

本計画期間は10年とし、令和8年度から令和17年度とします。なお、本計画は、上位計画や関連計画と整合を図りながら概ね5年ごとに改訂するとともに、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、本計画で掲げた数値目標や重点施策などについての達成度や各々の取組の進捗状況を踏まえ、見直しを行います。

I. ごみ処理基本計画

第2章 ごみ処理の現況

第1節 ごみ処理フロー

伊賀北部地域と青山地区のごみ処理フローは、図2-1(1)及び図2-1(2)に示すとおりです。

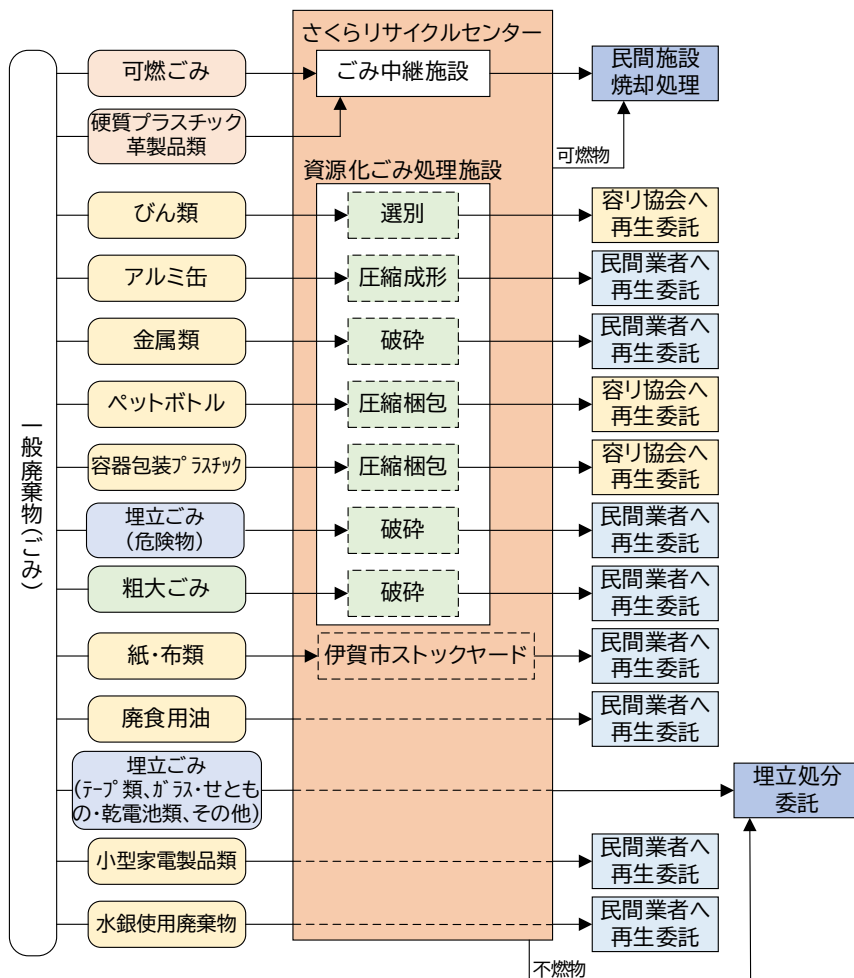
【伊賀北部地域】

可燃ごみは、さくらリサイクルセンターのごみ中継施設で一時保管し、民間焼却施設で処理しています。

埋立ごみ（危険物）、粗大ごみ及びほとんどの資源ごみは、さくらリサイクルセンターの資源化ごみ処理施設で破砕・選別・圧縮等を行い、民間業者等で資源化を行っています。

紙・布類は、さくらリサイクルセンターのストックヤードに一時保管し、民間業者で資源化を行っています。

廃食用油及び埋立ごみ（テープ類、ガラス・せともの・乾電池類、その他）は、さくらリサイクルセンターに一時保管し、民間業者で資源化を行っています。



容器協会：公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

図2-1(1) ごみ処理フロー(伊賀北部地域)

第2節 ごみ排出量の実績

過去6年間（令和元年度～令和6年度）のごみ排出量は、図2-2に示すとおりです。ごみ総排出量は減少傾向を示しています。

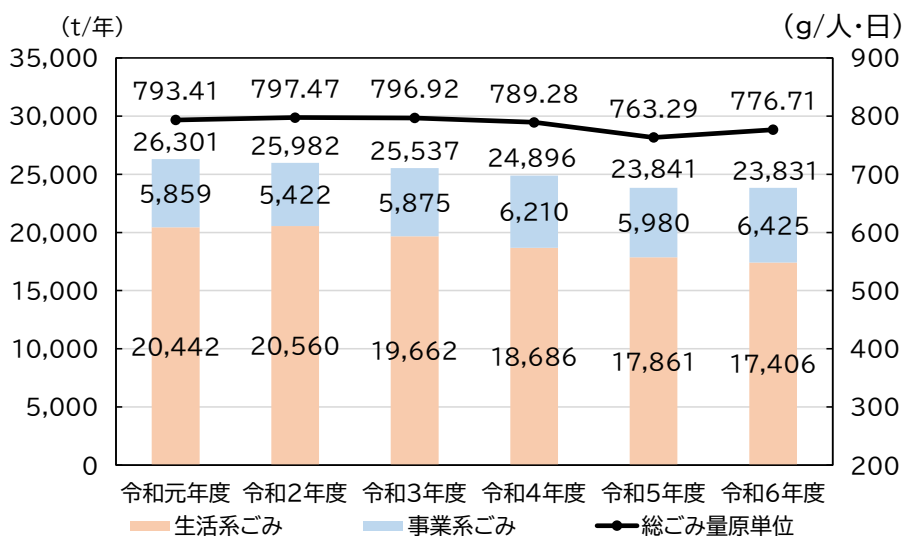


図2-2 ごみ排出量の推移

第3節 ごみ処理の評価

国・県の目標値及び前基本計画の目標値等は表2-2に示すとおりです。

表2-2 国・県目標値及び前基本計画目標値及び実績値

		廃棄物処理に基づく基本方針 (令和7年策定) (国の目標①)	三重県循環型社会形成推進計画 (令和3年策定) (県の見込み)	既存計画の目標値 (平成28年策定)	実績値
目標年度		令和12年度	令和7年度	令和7年度	令和6年度
ごみ排出量	t/年	22,655 (令和4年度に対し、約9%削減)	—	—	23,831 × (a)
総ごみ量原単位	g/人・日	—	902	—	777 ○
生活系ごみ原単位	g/人・日	—	—	700	567 ○
家庭系ごみ原単位	g/人・日	約478	—	—	480.0 × (b)
事業系ごみ日量	t/日	—	—	10.00	17.60 × (c)
再生利用率 (目標値以上)	%	約26 (出口側循環利用率)	27.3	20.0	14.1 × (d)
最終処分量	t/年	1,111 (令和4年度に対し、約5%削減)	10,000 (三重県全体)	1,400	1,179 × (e)
ごみ焼却量原単位	g/人・日	約580	—	—	673.3 × (f)

注) 実績値(令和6年度)において、達成しているものは○、未達成のものは×を示します。

第3章 ごみ処理の課題の抽出・整理

前基本計画において国・県が掲げる目標値に対して、達成ができなかった目標値（p. 7, 表 2-2 参照：ごみ排出量（a）、家庭系ごみ原単位（b）、事業系ごみ日量（c）、再生利用率（d）、最終処分量（e）、ごみ焼却量原単位（f））について、次のとおり課題を抽出・整理します。

① ごみの排出抑制・資源化における課題

ごみ排出量、家庭系ごみ原単位、事業系ごみ日量、再生利用率についての課題を抽出・整理します。

現状及び課題

- ① 1人1日当たりの排出量は近年減少傾向を示しており、三重県内市や全国類似団体平均と比べても、本市は低く優れています。引き続き、ごみ排出量の削減に努める必要があります。（a）（b）（c）（e）（f）
- ② 事業系ごみは、増減を繰り返しています。事業系ごみの削減に努める必要があります。（c）（e）（f）
- ③ 令和6年度の資源化率は14.1%です。三重県内市平均19.0%[令和5年度]や全国平均19.5%[同]と比較すると、低い値を示しており、資源化率の向上を目指し、排出抑制・資源回収拡大に努める必要があります。（a）（b）（c）（d）（e）（f）
- ④ 「可燃ごみ」の組成調査（令和6年度：湿ベース）で、紙・布類は34.9%、合成樹脂類等は11.4%となっています。その中には分別すれば資源として再資源化できる「紙類」や「プラスチック製容器包装」の資源物が含まれていると見込まれます。分別徹底のため、再資源化に対する理解の醸成に努める必要があります。また、厨芥類（生ごみ）の比率も高くなっており、ごみ排出量削減のため生ごみの削減に努める必要があります。（a）（b）（c）（d）（e）（f）
- ⑤ 古紙類の再資源化については、分別収集及び資源回収活動とは別にスーパーマーケットやホームセンター等に設置の民間古紙回収ステーションが市内に数か所あり、独自の回収及び再資源化が行われています。これにより一部の家庭から排出される資源の量が把握できず、市の資源化量に計上されていないことも、資源化率が低減している要因と考えられます。（d）
- ⑥ 令和元年10月に「食品ロス削減推進法」が施行され、市は市民や事業者の主体的な取り組みを促進するよう周知啓発に取り組む必要があります。（a）（b）（c）（d）（e）（f）
- ⑦ 令和4年4月に「プラスチック資源循環促進法」が施行され、プラスチック製容器包装に加え、プラスチック製品の分別収集、再商品化に取り組む必要があります。（a）（b）（d）（e）（f）

課題に対する方向性

- ・更なるごみの排出抑制や資源化のためには、排出者である市民や事業者の協力が必要不可欠であり、排出されるごみの中には、分別すれば再資源化できるものや、生ごみが

- 多く含まれていることから、ごみの排出抑制・資源化の必要性を十分に理解いただけるよう普及・啓発に努めていきます。⇒①②③④⑤に対する方向性
- ・資源ごみ回収量の増大のため、収集頻度や常設の回収拠点を設置（増設）による排出機会を増加などの取り組みについても検討を行っていきます。⇒③④⑤に対する方向性
 - ・事業者に対して適正な分別や減量化・再資源化に関する情報の提供を行っていきます。⇒①②に対する方向性
 - ・食品ロス削減に向け、市は市民や事業者の主体的な取り組みを促進するよう周知啓発に取り組んでいきます。⇒⑥に対する方向性
 - ・「プラスチック資源循環促進法」に則った分別や収集運搬、資源化方法等を検討していきます。⇒⑦に対する方向性

② 中間処理における課題

ごみ排出量、家庭系ごみ原単位、事業系ごみ日量、再生利用率、ごみ焼却量原単位について、課題を抽出・整理します。

現状及び課題

- ⑧伊賀北部地域における中間処理施設のごみの性状分析をみると、金属類や容器包装プラスチックで不適合の割合が増加しています。割合として、令和6年度で金属類では10.07%、容器包装プラスチックでは30.37%となっており、資源化可能なものの混入がみられます。(a) (b) (c) (d) (f)
- ⑨伊賀北部地域の可燃系ごみ処理施設であったさくらリサイクルセンター（ごみ固形燃料化施設）は、ごみ中継施設に更新し、民間業者の焼却施設で処理を行っています。また、本市では、ごみ処理の広域化に向けごみ処理広域化検討協議会を設置し検討を行っています。(b) (d) (e) (f)
- ⑩さくらリサイクルセンター、伊賀南部クリーンセンターの供用開始はそれぞれ平成22年度、平成20年度であり、設備等の老朽化がみられます。(d)

課題に対する方向性

- ・更なる分別の必要性を継続して周知していきます。⇒⑧に対する方向性
- ・焼却施設の広域処理に関しては現在検討中であり、新処理体制までは現処理体制を継続し、適正な処理を図っていく必要があります。⇒⑨に対する方向性
- ・資源化ごみ処理施設は、点検補修などを行い、適正な処理に努めていく必要があります。⇒⑩に対する方向性

③ 最終処分における課題

最終処分量について、課題を抽出・整理します。

現状及び課題

- ①「不燃物処理場」の埋立残余容量が残りわずか（約15年～20年）となっており、延命化のための更なる最終処分量の削減はもとより、埋立終了以降を見据えた安定的な処分体制の確保が必要です。（e）

課題に対する方向性

- ・将来的な処分体制確保のため、委託処分を含めた次期最終処分場等の処分先確保を検討していきます。⇒①に対する方向性

第4章 ごみ処理基本計画の基本方針

国は「循環型社会形成推進基本計画」に基づき循環型社会の形成を推進しています。本市でも前基本計画に則ってごみの排出抑制と再資源化について取り組んできましたが、未だ前述のような課題を抱えているため、今後も引き続き循環型社会の形成を目指し、これらの課題解決に取り組んでいきます。

また、本計画期間において特筆することとして、市の可燃ごみ等中間処理の今後の方向性を検討していく必要があります。現在、本市のごみを処理しているさくらリサイクルセンターと伊賀南部クリーンセンターは、両施設とも地元との協定により操業期限が令和16年3月までとなっており、それまでに次期ごみ処理体制を構築する必要があります。

そのため、令和6年4月にごみ処理の広域化に向けた検討協議会を設置し検討を行っており、次期ごみ処理体制を構築して適正なごみ処理を継続していきます。

循環型社会の形成を進めるためには、市民・事業者・行政が互いに連携し、協力しながら共通の目標に向かって取り組むことが不可欠です。ごみの排出抑制及び再資源化の施策を着実に実現し、本市におけるごみの適正処理を継続していくために、次の3つの基本方針を定めます。

基本方針1:循環型社会の形成

循環型社会を形成することは、ごみの排出抑制や再資源化といった環境面だけにとどまらず、資源を効率的に循環させ、有効利用するという循環経済（サーキュラーエコノミー）の考え方により、地域経済の活性化や地域コミュニティの再生といった様々な地域課題の解決にもつながります。

そのため、地域の資源を効率的に循環させるシステムを構築するなど、持続可能で魅力的な地域づくりを目指す取り組みを市民、事業者、行政が互いに連携・協働して進めます。

基本方針2:さらなる4Rの推進

循環型社会の実現に向けて、ごみとなるものの受け取りを断る（Refuse：リフューズ）、ごみを減らす（Reduce：リデュース）、繰り返し使う（Reuse：リユース）、資源として再生利用する（Recycle：リサイクル）を引き続き推進します。

ごみのさらなる排出抑制・再資源化を図るため、重点的に『食品ロスの削減』と『再資源化率の向上』に取り組んでいきます。

基本方針3:適正なごみ処理体制の構築

国においては、持続的なごみの適正処理を確保するために、ごみ処理の広域化・ごみ処理施設の集約化を進めています。本市においても、ごみ処理広域化による効率的かつ持続可能な次期ごみ処理体制の構築を行い、適正なごみ処理体制を継続していきます。

第5章 ごみの発生量の見込み

第1節 ごみの発生量及び処理量の見込み（施策現状維持の場合）

本節では、新たな施策等を行わず、現状施策を維持した場合のごみ発生量及び処理量の見込みを予測します。ごみ発生量（施策現状維持の場合）の推計結果は、表 5-1 及び図 5-1 に示すとおりです。

表 5-1 ごみ発生量の見込み(施策現状維持の場合)

			実績		将来	
			令和6年度	令和12年度	令和17年度	
人口(年度末人口)		人	84,060	79,441	74,749	
家庭系ごみ	可燃ごみ	t/年	13,908	12,418	11,127	
	不燃ごみ	t/年	114	94	79	
	埋立ごみ	t/年	357	345	323	
	粗大ごみ	t/年	347	415	442	
	合計	t/年	14,726	13,272	11,971	
	家庭系ごみ原単位	g/人・日	479.96	457.72	437.57	
生活系ごみ	資源ごみ	t/年	2,632	2,612	2,516	
	容器包装プラスチック	t/年	571	614	651	
	びん類	t/年	373	271	209	
	缶類(スチール缶、アルミ缶、スプレー缶)	t/年	27	44	44	
	ペットボトル	t/年	119	128	139	
	紙類、古紙類	t/年	701	699	636	
	布類、古布類、繊維類	t/年	245	286	294	
	体温計・温度計・蛍光管・電球類	t/年	1	1	1	
	乾電池類	t/年	7	12	14	
	金属類	t/年	567	531	501	
	廃食用油	t/年	7	6	5	
	小型家電	t/年	14	20	22	
	集団回収	t/年	48	66	62	
	合計	t/年	17,406	15,950	14,549	
生活系ごみ原単位	g/人・日	567.31	550.08	531.80		
事業系ごみ	可燃ごみ	t/年	6,202	5,720	5,735	
	不燃ごみ	t/年	12	11	11	
	埋立ごみ	t/年	75	55	51	
	粗大ごみ	t/年	2	4	4	
	資源ごみ	t/年	134	157	150	
	びん類	t/年	30	47	40	
	金属類	t/年	104	110	110	
	合計	t/年	6,425	5,947	5,951	
事業系ごみ日量	t/日	17.60	16.29	16.26		
総排出量	t/年	23,831	21,897	20,500		
総ごみ量原単位	g/人・日	776.71	755.17	749.32		

注) 将来人口は国立社会保障・人口問題研究所(令和5年)の値を使用

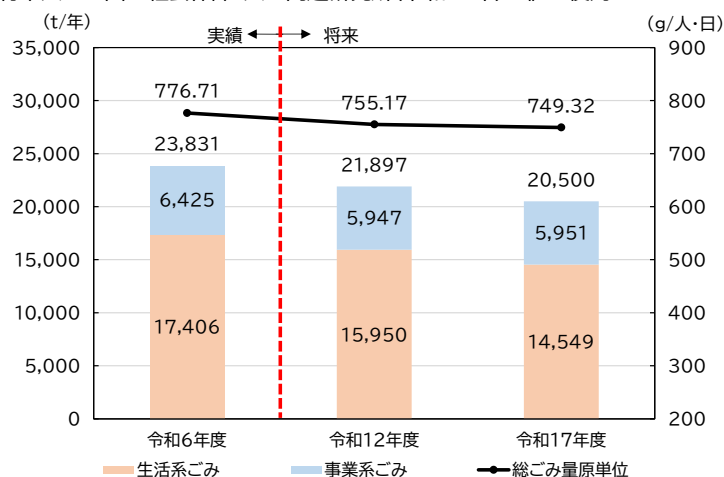


図 5-1 ごみ発生量の見込み(施策現状維持の場合)

第2節 ごみ排出抑制に向けた目標値の設定

本計画での計画目標値は、表 5-2 に示すとおりとします。

表 5-2 本計画の目標値


		既存計画目標値	実績値	本計画目標値
目標年度		令和7年度	令和6年度	令和17年度
ごみ排出量	t/年	—	23,831	20,000 以下
家庭系ごみ原単位	g/人・日	—	480.0	420 以下
事業系ごみ日量	t/日	10.0	17.6	16.0 以下
再生利用率 (目標値以上)	%	20.0	14.1	20.0 以上
最終処分量	t/年	1,400	1,179	400 以下
ごみ焼却量原単位	g/人・日	—	673.3	615 以下

可燃ごみとして捨てられるごみの中には、まだ食べられる食品や、リサイクル可能な資源が含まれています。上記で示した計画目標値を達成するために、個別に設定した目標値を以下に示します。

① 生活系可燃ごみの排出抑制・再資源化目標


○食品ロス量の削減

可燃ごみに含まれる生ごみの中には、食べ残しや未開封のまま廃棄される「食品ロス」に該当する物が一定量存在していると推計されます。国の計画では、令和 12 年度までに生活系食品ロス量 51.05 g/人・日を目指していることを受け、本市においても同じ数値目標を掲げます。その水準を令和 17 年度まで維持します。

令和6年度推計値	令和 17 年度目標値
62.10g/人・日	51.05g/人・日
	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">11.05g/人・日の削減</div>	

例えば1人1日あたり 11.05 g 削減すると

1 週間でお茶碗 約 0.5 杯分の食品ロスを減らせます




※お茶碗一杯のご飯:約 150g

○可燃ごみの中の布類廃棄量の削減

国の計画では、「家庭から廃棄される衣類の量について、令和2年度から12年度までに25%削減を目指す」としています。本市においてもリユース等の促進により、令和2年度の可燃ごみ中の布類 19.88g/人・日（推計値）から25%削減を目指します。その水準を令和17年度まで維持します。

令和6年度推計値	令和17年度目標値
20.40g/人・日	14.91g/人・日
5.49g/人・日の削減	

例えば1人1日当たり 5.49g 削減すると
1カ月で可燃ごみとして燃やされていた
シャツ 約1枚分を減らせます




※半袖シャツ1枚:約150g

○ペットボトルの再資源化拡大

ペットボトルの再資源化回収量を全国平均(7.70g/人・日)に近づけることを目指し、可燃ごみとして処理されるペットボトルの分別をさらに行います。

令和6年度推計値	令和17年度目標値
3.88g/人・日	7.70g/人・日
3.82g/人・日の再資源化拡大	

例えば1人1日当たり 3.82g 分別すると
1週間で可燃ごみとして燃やされていた
ペットボトル 約1本分をリサイクルできます




※空ペットボトル 500ml:約30g

○紙類の再資源化の拡大

人口規模が比較的近い近隣市の紙類平均回収量 26.18g/人・日を目指します。

令和6年度推計値	令和17年度目標値
22.85g/人・日	26.18g/人・日
3.33g/人・日の再資源化拡大	

例えば1人1日当たり 3.33g 分別すると
1日で可燃ごみとして燃やされていた
A4用紙 約1枚分をリサイクルできます



※A4用紙1枚:約4g

② 事業系可燃ごみの排出抑制・再資源化目標

国の計画では、事業者には排出事業者責任の観点から、ごみ削減の取り組みが求められていることから、本市においても生活系可燃ごみの削減率と同程度の5%削減を目指します。

令和6年度値	令和17年度目標値
16.99t/日	14.89t/日
2.10t/日の削減	

第3節 ごみの発生量の見込み（目標達成時の場合）

ごみ発生量（目標達成時の場合）の推計結果は、表 5-3 及び図 5-2 に示すとおりです。

表 5-3 ごみ発生量の見込み(目標達成時の場合)

			実績		将来	
			令和6年度	令和12年度	令和17年度	
人口(年度末人口)		人	84,060	79,441	74,749	
家庭系ごみ	可燃ごみ	t/年	13,908	11,983	10,594	
	不燃ごみ	t/年	114	94	77	
	埋立ごみ	t/年	357	345	323	
	粗大ごみ	t/年	347	415	442	
	合計	t/年	14,726	12,837	11,436	
家庭系ごみ原単位		g/人・日	479.96	442.72	418.01	
生活系ごみ	資源ごみ	t/年	2,632	2,700	2,831	
	その他プラスチック、硬質プラスチック	t/年	0	0	0	
	容器包装プラスチック	t/年	571	614	651	
	びん類	t/年	373	271	209	
	缶類(スチール缶、アルミ缶、スプレー缶)	t/年	27	44	44	
	ペットボトル	t/年	119	170	211	
	紙類、古紙類	t/年	701	699	636	
	布類、古布類、繊維類	t/年	245	286	294	
	体温計・温度計・蛍光管・電球類	t/年	1	1	1	
	乾電池類	t/年	7	12	14	
	金属類	t/年	567	531	501	
	廃食用油	t/年	7	6	5	
	小型家電	t/年	14	20	22	
	集団回収	t/年	48	66	62	
	合計	t/年	17,406	15,603	14,329	
生活系ごみ原単位		g/人・日	567.31	538.11	523.76	
事業系ごみ	可燃ごみ	t/年	6,202	5,563	5,450	
	不燃ごみ	t/年	12	11	11	
	埋立ごみ	t/年	75	55	51	
	粗大ごみ	t/年	2	4	4	
	資源ごみ	t/年	134	157	150	
	びん類	t/年	30	47	40	
	金属類	t/年	104	110	110	
合計	t/年	6,425	5,790	5,666		
事業系ごみ原単位		t/日	17.60	15.86	15.48	
総排出量		t/年	23,831	21,393	19,995	
総ごみ量原単位		g/人・日	776.71	737.79	730.86	

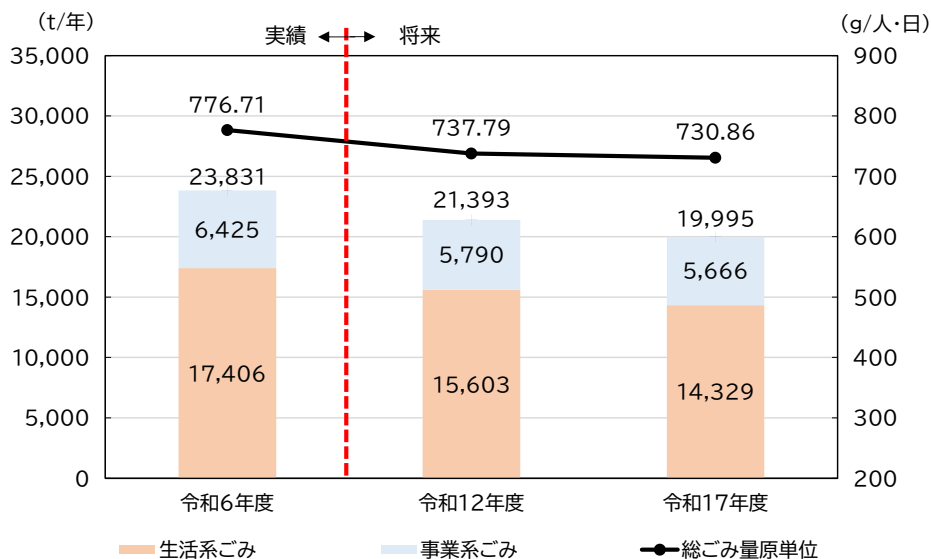


図 5-2 ごみ発生量の見込み(目標達成時の場合)

第6章 減量化・資源化計画

第1節 減量化・資源化の基本的な考え方

大量生産・大量消費・大量廃棄の経済活動によって減っていく天然資源を守り、環境にかかる負担の低減を目指すため、国をはじめ本市も循環型社会を目指していきます。

循環型社会を形成していくためには、まず、製品等がごみになること自体を減らし、次に、ごみとして廃棄しなくてはならなくなった場合は、できるだけ資源として適正に利用し、最終的に利用できないものは適正にごみとして処理処分することが重要です。本市が目指すべき4Rを図6-1に示します。



図6-1 本市が推奨する4R


第2節 重点的な取り組み

本市の現状として、家庭や事業所から排出されるごみの量や、それらを再資源化している割合については、国の定める目標値に達していません。目標を達成するためには、市民・事業者・行政が協力し、ごみの排出抑制や資源化の促進に取り組むことが重要です。本節では、数ある施策の中でも、特に重点的に取り組む『食品ロス削減に向けた取り組み』と『再資源化率向上に向けた取り組み』について整理します。

第1項 食品ロス削減に向けた取り組み


本市では、家庭や事業所から排出されるごみの削減を目指し、重点施策の一つとして『食品ロス削減に向けた取り組み』を掲げます。以下に、その具体的な内容を示します。

■市民の取り組み

区分	内 容
取組 1-1	<p>生ごみ・食品ロスの削減 リデュース</p> <p>取組概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消費量に見合った食材の購入・調理の実施 食材や食品は使いきる、食べきることを基本とし、食材は必要な分だけ購入し、食べる分だけ調理し、食べ残しをしないように努める。 ○「てまえどり」行動の実践 購入してすぐ食べるときは、商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を積極的に選び、販売期限が過ぎて廃棄されることによる食品ロスの削減に努める。 ○生ごみ3きり運動（水きり・食べきり・使いきり）の継続 ①買った食材を使いきる「使いきり」、②食べ残しをしない「食べきり」、③生ごみを出す前に余分な水分を絞る「水きり」運動に努める。 ○賞味期限*・消費期限*の正しい理解 賞味期限・消費期限を正しく理解し適量を購入し、食品ロスの削減に資する購買行動に努める。 ※賞味期限：おいしく食べられる期限 ※消費期限：安全に食べられる期限 <div style="text-align: center;">  <p>「てまえどり」ステッカー</p> </div>
取組 1-2	<p>フードドライブへの協力 リデュース</p> <p>取組概要</p> <p>家庭における食品ロスを削減するため、フードドライブ*に協力する。 ※フードドライブ：家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄付する活動のこと</p>

注) **リフューズ** 断る、**リデュース** 発生抑制、**リユース** 再利用、**リサイクル** 再生利用 を示します。

■事業者の取り組み

区分	内 容
取組 2-1	食品ロス削減の推進〔対象:小売店等〕 リデュース
取組概要	<p>○食品ロスの削減 小売店の売り場において消費者である市民向けに食品ロス削減（「てまえどり」、「賞味期限・消費期限の正しい理解」等）に関わる推奨・啓発を行うことで、小売店から排出される食品ロスの削減に努める。</p> <p>○ばら売り・量り売り、割引販売の推進 小売店等において、ばら売り・量り売り、割引販売を推進し、消費者が必要なものだけを購入できるよう取り組んでいく。</p> <p>○商品の発注精度の向上 販売データを活用し、適切な量の仕入れを図っていく。</p>
取組 2-2	食品ロスの再生利用及び再資源化〔対象:食品製造業者等〕 リユース リサイクル
取組概要	<p>「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」により、食品製造業者等は、食品廃棄物の再生利用等を可能な限り実施する義務があり、最終的に残った食品廃棄物の再生利用（メタン・エタノールの原料等）や再資源化（飼料や肥料等）に取り組んでいく。</p>
取組 2-3	フードバンク活動の利用〔対象:製造業者、販売業者等〕 リデュース
取組概要	<p>食品ロスの削減に向け、フードバンク活動※の利用を検討する。</p> <p>※フードバンク活動：食品企業の製造工程で発生する規格外品などを引き取り、福祉施設などに無償に提供する活動</p> 
取組 2-4	30・10 運動の推進〔対象:飲食店等〕 リデュース
取組概要	<p>会食や宴会等で、「乾杯後 30 分は席を立たず料理をおいしく味わう時間。終了前 10 分は、残った料理、デザートをおいしく食べる時間」の 30・10 運動を推奨し食品ロスの削減に努める。</p>

■行政の取り組み

区分	内 容
取組 3-1	生ごみ・食品ロスの排出抑制・減量化の促進 リデュース リサイクル
取組概要	<p>生ごみ削減の取り組みとして「3きり運動」を推奨し、①買った食材を使いきる「使いきり」、②食べ残しをしない「食べきり」、③生ごみを出す前にもうひとしぼりする「水きり」をする、生ごみの減量に向けた意識の向上を推進する。食品ロス（直接廃棄(手付かず食品)・過剰除去・食べ残し)についても、市民が主体的な取り組みを促進するよう、周知啓発に取り組んでいく。</p> <p>また、電動処理機やコンポスト容器等による生ごみの減量化・堆肥化を促進するため、「生ごみ処理容器購入費補助金事業」の継続と定期的な情報提供を実施していく。</p>

取組 3-2	フードバンク・フードドライブの促進	リデュース
取組概要	食品関連企業等から規格外の食材・食品や賞味期限が近づいた食品を寄付するフードバンクや、家庭から余った食品を寄付するフードドライブなどの活動紹介することにより、食品ロスの削減を図っていく。	

第2項 再資源化率向上に向けた取り組み

本市の課題である、再資源化率の低さに対応するため、今後は再資源化率の向上に向けて、市民・事業者・行政が同じ目標に向かい、協力して取り組むことが必要です。ここでは重点的な施策として、『再資源化率の向上に向けた取り組み』を掲げます。以下にその具体的な内容を示します。

■市民の取り組み



区分	内 容	
取組 1-3	分別排出の徹底	リサイクル
取組概要	<p>リサイクルの取り組みを進めるため、可燃ごみ（燃やすごみ）や埋立ごみ（燃やさないごみ）に含まれている再生可能な資源物（紙類、ペットボトル等）の更なる分別排出の徹底に努める。また、リチウムイオン電池など発火の危険性のあるごみについては、「資源・ごみ分別ガイドブック」に従い適切な排出に努める。</p> <p>ごみ減量・リサイクル等推進委員による、地域のごみ減量の指導・リサイクルの普及・啓発活動を図っていく。</p> <p>また、ルールが守られていないごみについては、地区と連携し、問題の解決に取り組んでいく。</p>	
取組 1-4	リサイクル活動への積極的参加	リサイクル
取組概要	<p>資源の分別収集はもとより再資源化に努めるとともに、地元の児童・PTA等の学校教育関係団体等が行っている集団回収活動の取り組みも積極的に参加・活動していく。</p>	



■事業者の取り組み

区分	内 容	
取組 2-5	循環資源活用の推進【対象:製造業者】	リデュース リサイクル
取組概要	<p>製品生産時には天然資源の使用量を抑え、リサイクル品を利用するなど、循環資源※の積極的な活用に努める。</p> <p>※循環資源：使い終わった製品を廃棄するのではなく、資源として循環させる考え方</p>	
取組 2-6	事業系ごみの分別徹底と資源化の推進【対象:全事業者】	リデュース リサイクル
取組概要	<p>事業所内での打合せ等の資料は、紙ベースの資料ではなくタブレット端末等を活用するなど、ペーパーレス化を推進する。また、事業活動で発生する紙類などは資源化に努め、事業系ごみの分別徹底を図っていく。</p>	

■行政の取り組み

区分	内 容	
取組 3-3	紙布類・ペットボトルの分別の推進	リサイクル
取組概要	可燃ごみ（燃やすごみ）に含まれる紙布類・ペットボトルを減らすため、資源化可能な紙布類・ペットボトルについて、広報いが、伊賀市ホームページ、ごみ分別アプリ等を活用して情報を発信し、可燃ごみ（燃やすごみ）の排出抑制と紙類への分別推進を図っていく。	
取組 3-4	プラスチック製容器包装の分別徹底	リサイクル
取組概要	可燃ごみ（燃やすごみ）にプラスチック製容器包装の混入が見受けられる。可燃ごみ（燃やすごみ）に排出されているプラスチック製容器包装の分別徹底と、プラスチック製容器包装で出されてしまう対象外のものの分別促進のため、適正な分別方法の周知啓発を行い、再資源化の推進を図っていく。	
取組 3-5	製品プラスチックの分別収集及び再資源化の促進	リサイクル
取組概要	「プラスチック資源循環促進法」の趣旨に沿い、プラスチックの分別収集及び再資源化の実施について、費用や再資源化ルート確保などのほか、様々な課題を踏まえつつ、効果的な資源循環体制の構築を図っていく。	
取組 3-6	未分別ごみに対する指導強化	リサイクル
取組概要	集積場（ごみステーション）に排出された可燃ごみ（燃やすごみ）や埋立ごみ（燃やさないごみ）に資源が混入していた場合、啓発シール貼付等によるごみの残置を行うなど、未分別ごみ排出者に対する指導の強化を行っていく。	
取組 3-7	資源再利用物回収活動支援の継続	リサイクル
取組概要	環境学習として登録団体（児童・PTA等の学校教育関係団体等）が行う集団回収に対して、今後も活動を推進するため、奨励金交付事業を継続し、市民の自主的な取り組みによる古紙リサイクルシステムを支援していく。	
取組 3-8	リユース(再使用)の促進	リユース
取組概要	市民のリユースに関する意識を高めるため、フリーマーケットの開催などリユース行動に繋がる情報発信を行っていく。 また、近年拡大しているスマートフォンアプリ等のインターネットを活用したリユースについても広報啓発活動を行っていく。	
取組 3-9	新規取り組み(プラスチック製品の分別収集など)への対応	リデュース リサイクル
取組概要	プラスチック製品の分別収集開始など、新しい取り組みを実施する際には、取り組みの実行に向け、取り組み推進モデル地区の選定、チラシ等での広報啓発を行い、市全域での実施に向け、取り組んでいく。	

第3節 その他の取り組み

前節の重点施策に加え、ごみ排出量の削減や資源化拡大に向けた施策は他にも考えられます。本節では、これらの『その他の取り組み』について整理します。

第1項 市民の取り組み

市民は、ごみを発生しない・出さないために、ごみの排出抑制に向けた行動を実施し、資源や環境に配慮した生活に心掛けるなど、ライフスタイルの見直しに努めます。市民の役割として代表的な取り組みを以下に示します。

区分	内 容
取組1-5	容器包装類の排出抑制 リフューズ リデュース リユース
取組概要	<p>○簡易包装や詰め替え商品購入の推進 使い捨て商品の購入を自粛し、簡易包装や詰め替え商品の購入に努める。</p> <p>○レジ袋やワンウェイカトラリー*の店頭受け取りの自粛 スーパーやコンビニエンスストア等での会計時に、レジ袋やワンウェイカトラリーの受け取りを自粛し、マイバッグやマイはし等の使用に努める。 *ワンウェイカトラリー: 割り箸やプラスチック製などの一度だけ使用した後に廃棄されることが想定されるスプーンやフォーク等</p> <p>○マイボトル等の持参 学校や外出先等に自分用の水筒、タンブラー等を持参し、飲料容器の使用自粛に努める。また、マイカトラリー（箸、フォーク、スプーン等）の持参により使い捨てプラスチック利用の自粛に努める。</p>
取組1-6	リユース(再利用)行動 リユース
取組概要	<p>各種団体が実施するフリーマーケット、リサイクルショップやスマートフォンアプリ等を活用し、不要となったものを必要とする人に受け渡すなど、リユース行動に努める。</p>
取組1-7	無駄のない購買行動の実践 リデュース
取組概要	<p>買いすぎや使いきれないことで発生する手つかずの食品廃棄を減らすなど、無駄なものは買わない・貰わない、必要なもの・量だけを買うなどの購買行動に努める。</p> <p>また、商品の購入にあたっては、ごみができるだけ出ない商品や再生品を選択するなど、エシカル消費*の実践に努める。 *エシカル消費: 持続可能な社会の実現のため、人、社会、環境、地域等に配慮した思いやりのある消費行動</p>
取組1-8	製品等の長期利用 リユース
取組概要	<p>故障や破損した場合は、修理・補修して使用する等、物を大切にすることがごみの減量化に繋がるため、製品等の長期利用に努める。</p>

第2項 事業者の取り組み


事業者は、資源・環境に配慮した事業活動に向け、製品の製造、流通・販売の各段階におけるごみの排出抑制に努めます。事業者の役割として代表的な取り組みを以下に示します。

区分	内 容
取組 2-7	長寿命製品、詰め替製品等の製造販売推進〔対象:製造業者〕 リデュース リサイクル
取組概要	繰り返し使用できる製品や長寿命製品、詰め替え製品等、廃棄する割合の少ない商品の製造・販売に努める。
取組 2-8	簡易包装等の推進〔対象:全事業者〕 リデュース リサイクル
取組概要	<p>原材料の選択から製造工程、輸送工程における創意工夫や、需要量に応じた適切な生産の実施等、製造から流通・販売において、ごみの減量化・資源化に向けた取り組みの実施に努める。</p> <p>特に製造業者においては、使い捨て製品の製造や商品の過剰包装・梱包を自粛し、包装材・梱包材使用量の削減に努める。</p>
取組 2-9	レジ袋やワンウェイカトラリーの店頭提供の自粛〔対象:小売店等〕 リデュース
取組概要	マイバッグやマイはし等を推奨し、レジ袋や使い捨てカトラリーの提供の自粛に努める。

第3項 行政の取り組み

市は、ごみの減量化を推進するとともに、様々な角度から市民、事業者の自主的な取り組みを支援し、行動に結びつく機運の醸成に努めます。

■市民取り組みの支援等

区分	内 容
取組 3-10	マイボトル・マイはし等の促進 リデュース
取組概要	ペットボトルやコンビニエンスストア等でもらう割り箸やスプーン・フォーク等を削減するため、イベントや出前講座、伊賀市ホームページや広報いがなどを通じて普及啓発に努めていく。
取組 3-11	ごみ分別アプリの普及・推進 リデュース リサイクル
取組概要	<p>ごみ・資源の収集日やごみの分け方・出し方をはじめ、ごみ処理行政に関する情報やよくある質問の配信など、内容の充実を図り、アプリの普及推進に努める。</p> 
取組 3-12	出前講座等の充実 リデュース リサイクル
取組概要	自治会等に働きかけを行い、「ごみ減量講習会」等を積極的に開催して、情報提供や意見交換する機会を増やしていく。ごみの分別や減量に役立つ暮らしのアドバイスなどを行い、市民の自発的な取り組みを支援する。

取組 3-13	定期的な情報発信	リデュース	リサイクル
取組概要	<p>広報いがや回覧板、伊賀市ホームページ、ごみ分別アプリ、ケーブルテレビ等を活用し、ごみの減量化・リサイクルに関する意識向上のため、ごみの分別やリサイクルに関する情報について、年齢層など対象に合わせたわかりやすい情報を定期的に発信していく。また、リチウムイオン電池について、破損・変形等による発熱・発火の危険性を周知するとともに、排出方法等について定期的に情報発信を行っていく。食品ロスについても、市民が取り組みやすい事例の紹介など、定期的な情報発信を行っていく。</p> <p>ごみの分別・排出方法等に関するパンフレット「資源・ごみ分別ガイドブック」を定期的に見直していく。</p>		
取組 3-14	環境教育の充実	リデュース	リサイクル
取組概要	<p>環境教育では、子どもの頃からごみや資源に関心を持ってもらうのが重要であり、ごみに対する意識の高揚を図るため、ビデオ教材や副読本等を利用し、小中学校等での環境教育の啓発活動、出前講座や施設見学会・体験学習等のイベントの開催を通じて循環型社会に関する環境教育の推進を図っていく。</p> <p>自治会や市民団体等を対象とした出前講座や学校の環境教育・環境学習に積極的に職員を派遣し、情報提供や意識啓発に努める。</p>		
取組 3-15	多言語による情報提供・啓発活動の充実	リデュース	リサイクル
取組概要	<p>外国語版のごみ分別アプリやごみ収集カレンダーを活用して、多言語によるごみ分別や排出方法のルール等の周知啓発を行うとともに出前講座の開催などにより、適正なごみ分別の推進を図っていく。</p>		

■事業者取り組みの支援等

区分	内 容		
取組 3-16	事業系ごみの分別排出の徹底や資源化促進の啓発	リデュース	リサイクル
取組概要	<p>排出事業者に対して、分別の徹底や再生可能な紙類・生ごみの資源化促進について、広報いがや伊賀市ホームページ等の掲載や収集を行う許可業者と連携を行い、啓発を行う。</p>		
取組 3-17	事業者向けの定期的な情報発信	リデュース	リサイクル
取組概要	<p>ごみの排出抑制や資源化を進めている事業者の先進的な取り組みを、伊賀市ホームページ等やイベント等において紹介し、広報啓発・情報提供を行っていく。</p>		
取組 3-18	事業者の自主的・自発的な取り組みの啓発	リデュース	リサイクル
取組概要	<p>他自治体の事例などを調査研究し、本市の事業者が自主的・自発的に取り組むことができるよう、伊賀市ホームページ等での広報啓発を行っていく。</p>		

■その他

取組 3-19	ごみ処理手数料の適正化	リデュース
取組概要	<p>ごみ処理経費負担の公平化を図るためにも、周辺市町村の状況把握や課題事項などの調査・研究に努める。</p>	

第7章 ごみ処理基本計画

第1節 将来のごみ分別区分

将来の分別区分を表 7-1 に示します。現在、プラスチックについては、伊賀北部地域、青山地区ともに容器包装プラスチック類のみの分別区分ですが、「プラスチック資源循環促進法」の施行に伴い、プラスチック製品の分別収集を検討します。

表 7-1 将来の分別区分

伊賀北部地域		青山地区		
燃えるもの	可燃ごみ	燃やすごみ		
	硬プラ・革製品類			
埋立ごみ(乾電池類、ライターを含む)		燃やさないごみ		
資源	びん類	無色透明	びん類	無色透明
		有色		茶色
				その他の色
	アルミ缶		缶類	
	金属類	(スチール缶、 小型家電製品類含む)	金属類	
	ペットボトル		ペットボトル	
	容器包装プラスチック類		容器包装プラスチック類	
	プラスチック製品		プラスチック製品	
	紙・布類		古紙・古布類	
	廃食用油		廃食油	
	小型家電製品類		使用済小型家電製品	
	水銀使用廃製品		体温計・温度計・蛍光管、 電球	
			乾電池類	
		ライター		
粗大ごみ		粗大ごみ		

第2節 収集運搬計画

第1項 収集運搬の基本方針

収集運搬量の変化に対応した収集体制の確保や、適正な収集運搬の実施に向け、収集を委託する民間業者との調整を図っていきます。

ごみの収集運搬に関しては、ごみ排出量が減少していく中で、現行での許可業者で適正な収集運搬が確保できているため、当面は現状の許可業者での体制を継続していきます。

第2項 収集運搬体制

収集運搬体制は、基本的に現状どおりとします（表7-2(1)及び表7-2(2)参照）。

表7-2(1) 将来の収集運搬体制(伊賀北部地域)

種 類		排出方法	収集頻度	収集運搬体制
燃えるもの	可燃ごみ	指定ごみ袋	週2回	委託
	硬プラ・革製品類	50cm以下結束又は45ℓ以下袋、透明又は半透明	月1回	委託
燃えないもの(資源)	埋立ごみ	[危険物・テープ類]45ℓ以下袋、透明又は半透明 [ガラス・せともの・乾電池類ほか]回収箱	年6回	委託
	びん類	回収箱	月1回	委託
	アルミ缶	45ℓ以下袋、透明又は半透明	月1回	委託
	金属類	90cm以下結束又は45ℓ以下袋、透明又は半透明	月1回	委託
	ペットボトル	専用容器	月1回	委託
	容器包装プラスチック類	45ℓ以下袋、透明又は半透明	週1回	委託
	プラスチック製品	将来プラスチック製品の分別収集検討時に合わせて検討	週1回	委託
	紙・布類	[紙類]種類ごとに結束 [布類]45ℓ以下袋、透明又は半透明	月1回	委託
	廃食用油	専用容器	年4回	委託
	小型家電製品類	専用回収ボックス	随時	直営
	水銀使用廃製品	専用回収ボックス	随時	直営
	粗大ごみ			随時

表 7-2(2) 将来の収集運搬体制(青山地区)

種 類		排出方法	収集頻度	収集運搬体制
燃やすごみ		指定ごみ袋[青色の半透明の袋]	週2回	委託
燃やさないごみ		45ℓ以下袋、透明又は半透明	月1回	委託
資 源	びん類	コンテナ	月1回	委託
	缶類	コンテナ	月1回	委託
	金属類	コンテナ	年4回	委託
	ペットボトル	コンテナ	月1回	委託
	古紙・古布類*	[古紙類]種類ごとに結束 [古布類]45ℓ以下袋、透明又は半透明	月1回	委託
	廃食油	専用容器	年4回	委託
	体温計・温度計・蛍光管、電球	コンテナ	年4回	委託
	乾電池類	コンテナ	月1回	委託
	使用済小型家電製品	45ℓ以下袋、透明又は半透明	月1回	委託
回収箱		随時	直営	
容器包装プラスチック類		45ℓ以下袋、透明又は半透明	週1回	直営
プラスチック製品		将来プラスチック製品の分別収集検討時に合わせて検討	週1回	委託
ライター		専用容器	月1回	委託
粗大ごみ			随時	委託

注) * 桐ヶ丘地区は独自回収を実施

第3節 中間処理計画

第1項 中間処理の基本方針

本市としては、将来のごみ処理広域化を基本理念とし、過渡期の対応として可燃ごみ処理を民間委託する等、適正な運転管理による安定的なごみ処理を推進していきます。

第2項 中間処理体制

中間処理主体は、表7-3に示すとおりです。現状での処理主体での処理を継続しますが、ごみ処理広域化の動向により処理主体が変わる可能性があります。

表 7-3 処理主体

伊賀北部地域			処理主体	青山地区			処理主体
燃えるもの	可燃ごみ		伊賀市	燃やすごみ			伊賀南部 環境衛生組合
	硬プラ・革製品類						
埋立ごみ(乾電池類、ライターを含む)			伊賀市	燃やさないごみ			伊賀南部 環境衛生組合
資源	びん類	無色透明	伊賀市	びん類	無色透明	伊賀南部 環境衛生組合	
		有色			茶色		
	アルミ缶			缶類			
	金属類	(スチール缶、 小型家電製品 類含む)		金属類			
	ペットボトル			ペットボトル			
	容器包装プラスチック類			容器包装プラスチック類			
	プラスチック製品			プラスチック製品			
	紙・布類			古紙・古布類			
	廃食用油			廃食用油			
	小型家電製品類			使用済小型家電製品			
	水銀使用廃製品			体温計・温度計・蛍光管、 電球			
				乾電池類			
				ライター			
粗大ごみ			伊賀市	粗大ごみ			伊賀南部 環境衛生組合

第3項 将来の中間処理量

将来の中間処理量は、表 7-4 に示すとおりです。

表 7-4 将来の中間処理量(目標達成時の場合)

		令和6年度	令和12年度	令和17年度
焼却処理	t/年	20,659	18,218	16,758
直接焼却量	t/年	20,111	17,546	16,044
焼却以外の施設	t/年	274	336	357
粗大施設	t/年	198	301	320
資源化施設	t/年	76	35	37
ごみ焼却量原単位	g/人・日	673.3	628.3	612.5
焼却以外の中間処理	t/年	2,774	2,884	2,980
粗大ごみ処理施設	t/年	557	689	733
ごみ燃料化施設	t/年	0	0	0
資源化施設	t/年	1,785	1,795	1,873
その他の施設	t/年	432	400	374
合計	t/年	23,433	21,102	19,738

第4節 最終処分計画

第1項 最終処分の基本方針

最終処分場の延命化のため、最終処分量の減量化・減容化のため、ごみそのものの排出抑制や資源化への転換が不可欠です。引き続き、市民や事業者のごみに対する意識の向上に努めていきます。

第2項 最終処分体制

最終処分は、基本的に現処理体制を継続していきます。次期最終処分場については、民間事業者等への委託を視野に入れ、最終処分体制の確保に努めていきます。

第3項 将来の最終処分量

将来の最終処分量は、表 7-5 に示すとおりです。

表 7-5 将来の最終処分量(目標達成時の場合)

		令和6年度	令和12年度	令和17年度
焼却残渣	t/年	51	52	0
焼却以外の施設	t/年	489	412	386
粗大ごみ処理施設	t/年	57	12	12
その他	t/年	432	400	374
外部委託最終処分量	t/年	639	556	0
合計	t/年	1,179	1,020	386

第5節 処理施設整備計画

① 中間処理施設

廃棄物処理の持続可能な適正処理を確保するため、中間処理施設等の広域化・集約化が進められています。

本市においても、ごみ処理の広域化の検討を進め、ごみの適正処理を継続していきます。

② 最終処分場

本市の不燃物処理場は、残余容量が令和6年度末時点で8,138m³となっています。

そのため、現有最終処分場の延命化、次期最終処分場の整備、民間最終処分場への外部処分等の最終処分場のあり方について検討を行っていきます。

第6節 その他の計画

第1項 災害廃棄物への対応

災害廃棄物は一般廃棄物と定義されており、その処理責任は市町村にあります。

将来発生が予測される大規模災害に備え、災害により発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することを目的に、平成28年7月に「伊賀市災害廃棄物処理計画」を策定しています。

本市が風水害及び震災を被った場合は、「伊賀市災害廃棄物処理計画」及び上位計画である「伊賀市地域防災計画」（令和7年2月修正 伊賀市防災会議）に基づき、被災地域の安全と公衆衛生を確保しながら、被災地域から発生する災害廃棄物の処理を行います。

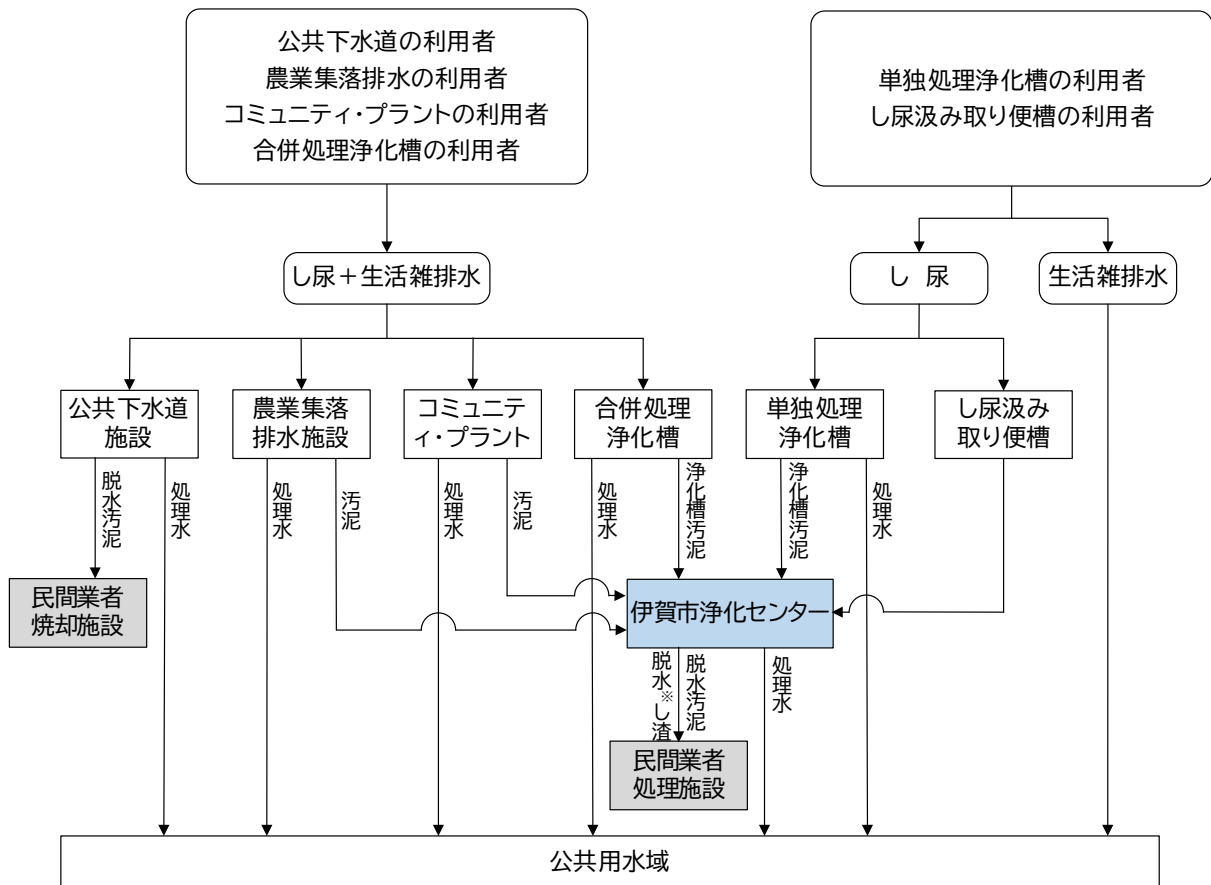
Ⅱ. 生活排水処理基本計画

第8章 生活排水処理の現況

第1節 生活排水処理の現況

本市のし尿・生活雑排水の処理体系は、図8-1に示すとおりです。

し尿汲み取り便槽の世帯から発生するし尿及び単独・合併処理浄化槽、コミュニティ・プラント、農業集落排水施設から発生する汚泥は、「伊賀市浄化センター」で適正に処理を行っています。また、公共下水道施設から発生する汚泥は、脱水汚泥として適正に処理しています。



※し渣:し尿・浄化槽汚泥に混ざり込んでいるごみ(髪の毛、紙、食べ物の残り、繊維、ビニールなど)

注)「し尿+生活雑排水」はし尿と生活雑排水を一緒に公共下水道施設や農業集落排水施設等で処理します。単独処理浄化槽及びし尿汲み取り便槽は、し尿しか処理できず、生活雑排水はそのまま公共用水域に流れます。

図8-1 生活排水の処理体系

第2節 生活排水の排出状況

処理形態別人口[※]は、図 8-2 に示すとおりです。対象人口（総人口）が近年減少傾向を示しており、公共下水道・農業集落排水施設・コミュニティ・プラント・単独処理浄化槽・非水洗化の処理人口は減少傾向を示しています。合併処理浄化槽の処理人口は設置への転換を推進していることもあり、ほぼ横ばいを示しています。

※処理形態別人口：し尿等の処理方法別（下水道、農業集落排水施設、浄化槽等）の人口。

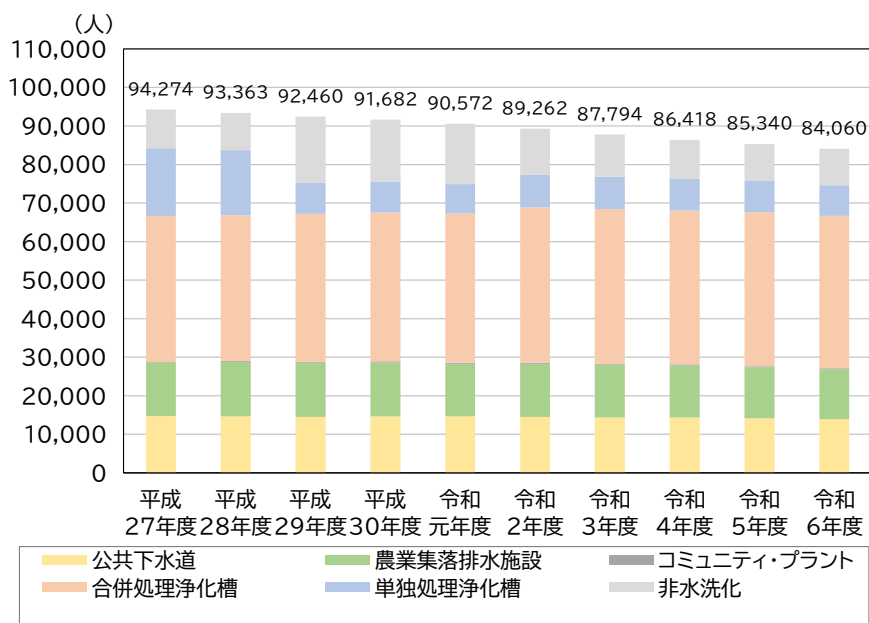
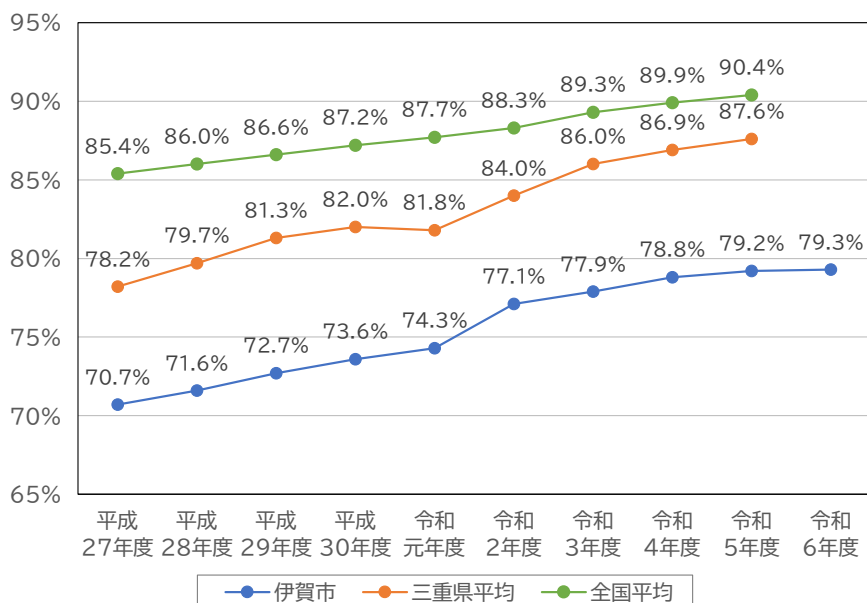


図 8-2 処理形態別人口の推移

生活排水処理率[※]は、図 8-3 に示すとおりです。本市の生活排水処理率は、増加傾向を示していますが、三重県平均、全国平均と比較すると、低い値を示しています。

※生活排水処理率＝生活排水処理人口／対象人口（総人口）



注)全国平均及び三重県平均の令和6年度値は、未確定。

資料：国・県は一般廃棄物処理実態調査

図 8-3 生活排水処理率の推移

し尿・浄化槽汚泥量は、図 8-4 に示すとおりです。汚泥等の全体量は令和元年度以降、増減を繰り返しており、令和 6 年度には約 62,400kℓ/年となっています。

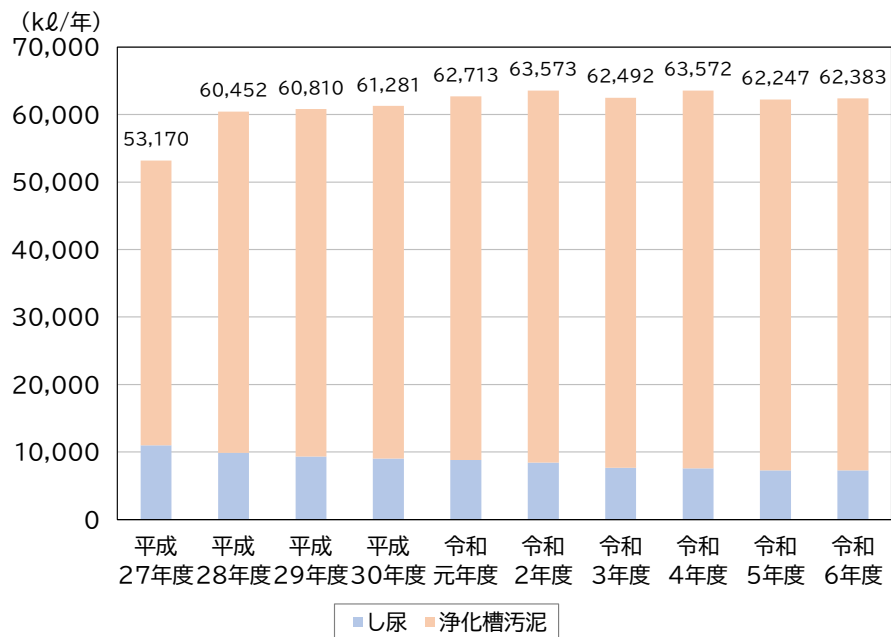


図 8-4 し尿・浄化槽汚泥量の推移

第9章 生活排水の課題の抽出・整理

生活排水の課題を整理するとともに、課題に対する方向性を以下に示します。

① 浄化槽に関する課題

現状及び課題

- ・「浄化槽法」の改正（平成13年4月）以前に設置された単独処理浄化槽や、し尿汲み取り便槽を使用している世帯等があります。

課題に対する方向性

- ・合併処理浄化槽設置への転換を推進し、水質保全に努めていく必要があります。

② 下水道・農業集落排水施設に関する課題

現状及び課題

- ・人口が減少する中で、持続可能な生活排水処理を維持していく必要があります。
- ・下水道施設及び農業集落排水施設の老朽化が見受けられます。

課題に対する方向性

- ・人口減少等の地域特性も考慮し、施設の統廃合を検討し、適切な処理区域の見直しを行う必要があります。
- ・下水道施設等の点検・調査等を計画的に実施していく必要があります。

③ し尿処理施設に関する課題

現状及び課題

- ・伊賀市浄化センターについて、供用開始が令和2年度と新しく、設備の老朽化もみられず、処理能力的にも問題はありません。

課題に対する方向性

- ・引き続き、本施設において適正処理に努めていきます。

④ その他

現状及び課題

- ・久米川流域が生活排水対策重点地域に指定されていることから、久米川流域生活排水対策推進協議会を設置し、生活排水対策セミナーを実施するなど、久米川流域の水質の改善に取り組んでいます。

課題に対する方向性

- ・久米川流域をはじめとする市全体の流域において、生活排水の適正な処理と水質汚濁の防止に努めていく必要があります。

第10章 生活排水処理基本計画の基本方針

本市では、河川等への環境負荷が少ないこと、誰もが快適に利用できる水環境を推進していくことを基本理念とし、市内河川流域をはじめとする公共用水域の生活排水を適正に処理し、健全かつ快適な水環境を未来にわたって実現していくことを目指します。国が目指す持続可能な水環境の実現、具体的には、生活排水処理目標である汚染減少と水質改善（未処理排水の割合を減少させ、再生利用と安全な再利用を増加させる）に繋げていきます。

そこで、本市においては、従来から市民・事業者に対して適正な生活排水処理の重要性を積極的に広報し、合併処理浄化槽への転換、下水道及び農業集落排水への接続を推進し、快適な水環境を未来にわたって実現していくため、今後もより環境負荷が少ない処理を推進していきます。

さらに、市民・事業者・行政が強力なパートナーシップを発揮し、地域の実情に応じたそれぞれの役割と責任を認識して、生活排水の適正な処理に取り組み、適正な生活排水処理を目指し、次の3つの基本方針を掲げます。

基本方針1:地域に適応した生活排水処理の推進

本市における下水道整備区域外においては、経済性や人口減少等の地域特性の観点から、個別処理（合併処理浄化槽）の整備を推進していきます。

基本方針2:し尿処理施設の安定的・効率的な運転管理

し尿・浄化槽汚泥の適正な処理を継続していくとともに、安定的かつ効率的な運転の維持管理に努めていきます。

基本方針3:水資源保全の広報啓発の充実

清らかな水資源保全のため、市民への保全に関する情報提供や意識の向上を図っていきます。

第11章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水の処理主体

将来の生活排水等の処理主体は、基本的に現状どおりとします。

表 11-1 将来の生活排水の処理主体

処理施設の種類	生活排水等の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	市
農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	市
コミュニティ・プラント	し尿及び生活雑排水	市
合併処理浄化槽(市町村設置型)	し尿及び生活雑排水	市
住宅団地等の集中浄化槽	し尿及び生活雑排水	開発業者、自治会等
合併処理浄化槽(個人設置型)	し尿及び生活雑排水	個人
単独処理浄化槽	し尿	個人
し尿及び浄化槽汚泥処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	市

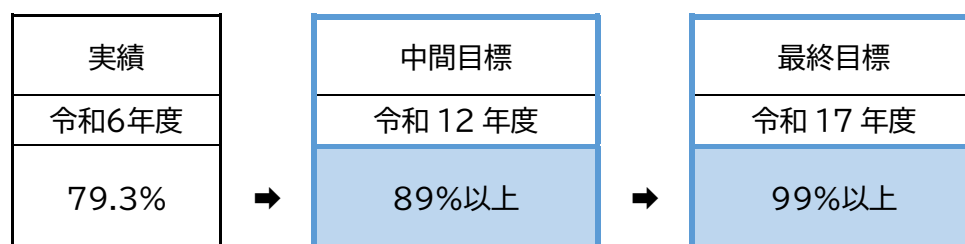
第2節 生活排水処理の目標

本計画で掲げた基本理念を実現するため、基本方針に基づく取り組みを積極的に推進する中で、各地域の実情に対応した生活排水の処理を行うこととします。

また、その成果や進捗状況を確認し、さらに効率的・効果的な事業の推進を図るため、計画目標年度である令和17年度における生活排水処理率を定めます。

◎ 生活排水処理率の目標値

本計画での生活排水処理率の目標は、三重県の生活排水処理アクションプログラムから、以下のとおりとします。



第3節 処理形態別人口及び汚泥量の見込み

第1項 処理形態別人口の見込み

将来の処理形態別人口は、「生活排水対策推進計画（久米川流域）」（2025（令和7）年1月 伊賀市）の中で、市全体での処理形態別人口を推計しています。本計画においても、その数値との整合を図ります（表 11-2 参照）。合併処理浄化槽人口は増加し、それ以外の処理形態別人口は減少傾向を示しています。

表 11-2 処理形態別人口の実績及び見込み

（単位：人）

	実績	見通し	
	令和6年度	令和12年度	令和17年度
対象人口	84,060	79,441	74,749
生活排水処理人口	66,674	70,771	74,301
公共下水道	13,925	13,179	12,400
農業集落排水施設	12,952	12,458	11,722
コミュニティ・プラント	232	218	205
合併処理浄化槽	39,565	44,916	49,973
生活排水未処理人口	17,386	8,670	448
単独処理浄化槽	7,986	3,891	201
非水洗化	9,400	4,780	247

注）端数処理の関係で合計値が合わない場合があります。

資料：実績は下水道課

見通しは「生活排水対策推進計画（久米川流域）」

（2025（令和7）年1月 伊賀市より）

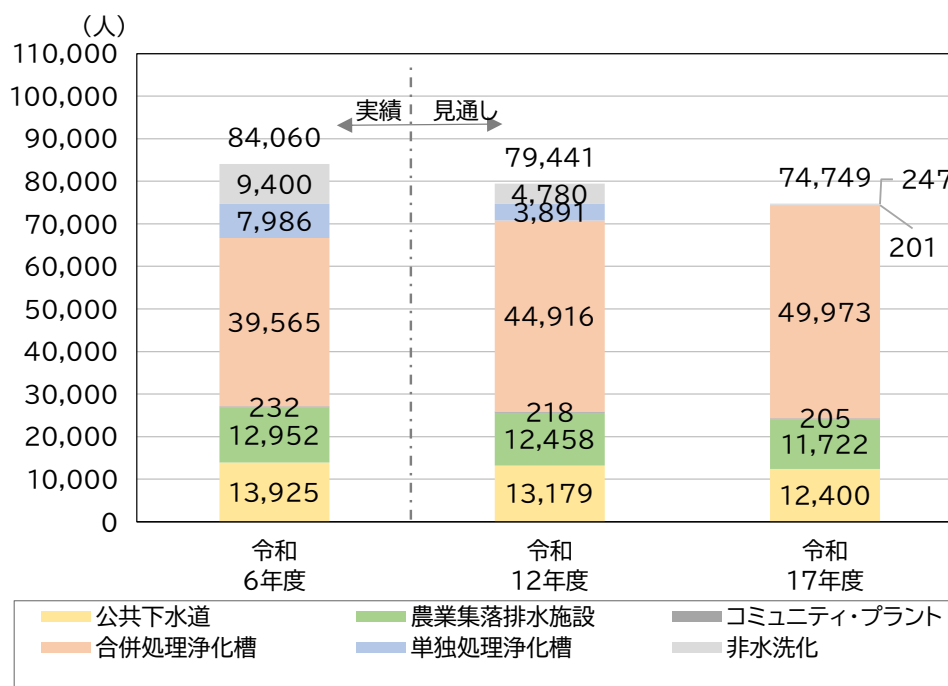


図 11-1 処理形態別人口の推移

第2項 し尿・浄化槽汚泥量の見込み

将来のし尿・浄化槽汚泥量は、表 11-3 に示すとおりです。生活排水未処理人口（単独処理浄化槽、非水洗化）の減少により、汚泥量は減少傾向を示します。令和 17 年度に 58,502kℓ/年と予測しており、令和 6 年度実績に比べ 3,881kℓ/年（6.2%）の減少となります。

表 11-3 し尿・浄化槽汚泥量の実績及び見込み

(単位:kℓ/年)

	実績	見通し	
	令和6年度	令和12年度	令和17年度
し尿	7,296	3,579	185
浄化槽汚泥	55,087	56,728	58,317
計	62,383	60,307	58,502

資料:実績は伊賀市浄化センター
見通しは「生活排水対策推進計画(久米川流域)」(2025(令和7)年1月 伊賀市)より

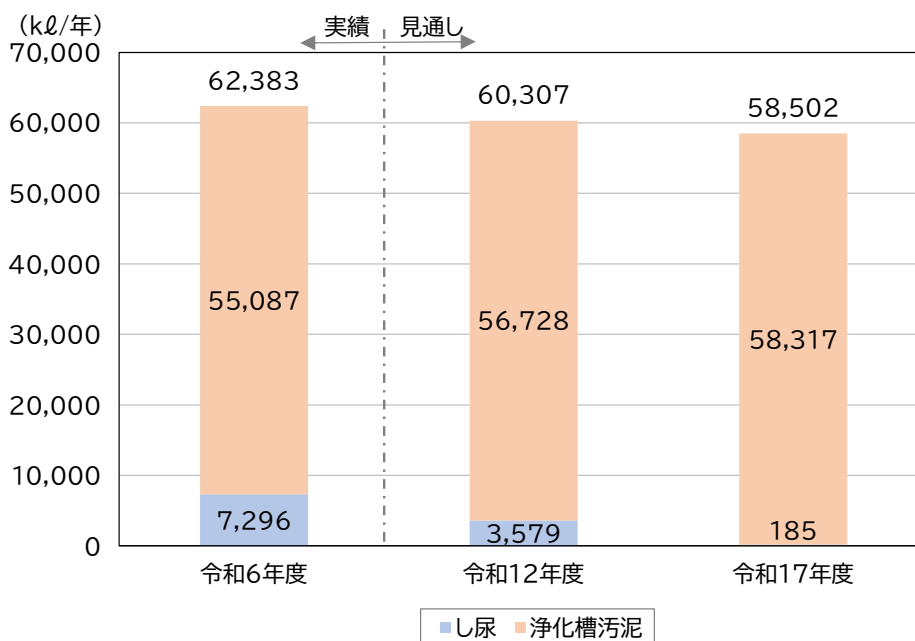


図 11-2 し尿・浄化槽汚泥量の推移

第4節 排出抑制・再資源化計画

第1項 排出抑制・再資源化の取り組み

生活環境や水環境の保全に対する生活排水対策の必要性や浄化槽管理の重要性等について、市民への周知を図るため、広報いがや伊賀市ホームページ等に掲載し啓発活動を推進していきます。

また、具体的な生活排水対策の取り組み例を次に示します。

■市民の取り組み

区分	内 容
取組 1-1	日常生活における排水対策の実施
取組概要	<p>[台所]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○三角コーナー等を利用し野菜の切りくずや食べ残しを流さない。 ○食器や鍋の汚れは拭き取ってから洗う。 ○調理で残った食用油は回収容器に入れて捨てる。 <p>[お風呂]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○排水口に目の細かいネットを張り髪の毛等を流さない。 ○シャンプーやリンスは適量を使用する。 ○お風呂の残り湯を洗濯に再利用する。 <p>[洗濯]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○洗剤は適量を使う。 ○くず取りネットを取り付けて細かいごみを流さない。 <p>[トイレ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○こまめにブラシで掃除し洗剤の使用量を減らす。

■事業者の取り組み

区分	内 容
取組 2-1	固形物除去対策と排水設備の導入
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> ○調理くずなどの固形物を流さない。 ○排水設備（合併処理浄化槽、油水分離層、ランドリートラップ**等）を導入する。 ※ランドリートラップ：公共の下水道に流れ込む前の汚水から毛髪や糸くず、ボタンを除去するための排水設備（除害施設）の一種。

■行政の取り組み

区分	内 容
取組 3-1	継続的かつ効果的な情報発信
取組概要	伊賀市ホームページや広報いが・啓発用チラシなどを通じて、適正な生活排水処理の重要性や、下水道への接続、合併処理浄化槽への転換等について、継続的かつ効果的に情報を発信していきます。
取組 3-2	出前講座の実施
取組概要	<p>自治会等と連携を図りながら、地域への説明会等を実施し、家庭でできる生活排水対策について啓発を行っていきます。</p> <p>また、出前講座等を活用し、小学生への広報啓発を図っていきます。</p>
取組 3-3	環境学習の継続
取組概要	伊賀市浄化センターや処理施設の見学会を継続していきます。また、水辺の見学会や学習会などを実施し、下水道及び合併処理浄化槽等を利用することにより、環境保全や発生源における水質保全対策についての学習する機会の検討を行います。

取組 3-4	イベントの開催
取組概要	水質汚濁防止や水環境に保全などをテーマにした講習会等を開催し、公共水域の保全と環境について、住民意識の向上を図っていきます。 現在、市では市民夏のにぎわいフェスタ（下水道課）に出展していきます。

第5節 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

第1項 施設及びその整備計画の概要

「伊賀市生活排水処理施設整備計画」（2022（令和4）年2月）において、集合処理[※]区域の効率的・経済的な運営を行うため、統廃合計画を表 11-4 に示します。

なお、本市における下水道整備区域外においては、経済性や人口減少等の地域特性の観点から、個別処理（合併処理浄化槽）の整備を推進していきます。

表 11-4 集合処理区域の検討結果

整備方針	具体的な内容
集合処理である公共下水道3処理区(未着手処理区)を個別処理 [※] (合併処理浄化槽)へ変更	上野処理区、新居三田処理区、佐那具処理区 ⇒ 個別処理(合併処理浄化槽)へ変更
下水道6処理区(公共下水道1処理区、特定環境保全公共下水道5処理区)、農業集落排水 26 処理区について、施設の統廃合 [※] を計画	全 32 処理区(公共下水道1処理区、特定環境保全公共下水道5処理区、農業集落排水 26 処理区)⇒ 全 15 処理区(公共下水道1処理区、特定環境保全公共下水道4処理区、農業集落排水 10 処理区)へ統廃合

※集合処理：家庭や工場からの排水を道路に埋設した管路より下水処理場へ運び、下水処理場で汚水をまとめてきれいにして河川等へ放流します。

※個別処理：各家庭に設置した合併処理浄化槽により、トイレ、風呂、台所等からの排水をきれいに処理し側溝等へ放流します。

※統廃合：近隣の処理区域を統合することで、施設更新や維持管理に係るコストを低減するとともに、従来よりも少人数で施設管理が可能になります。人口減少・計画見直しに伴う施設の稼働率低下の対策となります。

第2項 収集・運搬計画

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬については、基本的に現状どおり（表 11-5 参照）、直営及び許可業者による収集形態で実施していきます。ただし、今後の単独処理浄化槽及びし尿汲み取り便槽の廃止や合併処理浄化槽への設置替え等により、収集運搬量の減少が見込まれる中で、現行体制で適正な収集運搬が確保できているため、当面は現体制を継続していきます。

表 11-5 し尿及び浄化槽汚泥の収集方法等

種類	収集形態	区域	収集回数	処理施設
し尿	直営	上野支所管内 (一部地域を除く)	月1回 随時	伊賀市浄化センター
	許可業者	伊賀市全域	随時	
浄化槽汚泥				

第3項 中間処理・最終処分計画

人口の減少等により、し尿等の排出量は今後も減少していくことが予測されますが、し尿処理施設については、現有能力で処理が可能であると考えられることから、伊賀市浄化センターで処理を行っていきます。施設から発生するリンについては、民間業者が肥料に加工し資源として再利用を行っており、引き続き資源化に取り組んでいきます。また、処理工程から発生する脱水し渣※及び脱水汚泥は、現状と同様に民間事業者への処理処分委託を継続していきます。

※し渣：し尿・浄化槽汚泥に混ざり込んでいるごみ（髪の毛、紙、食べ物の残り、繊維、ビニールなど）

Ⅲ. 計画の進行管理

第12章 進行管理計画

第1節 推進体制

本計画の『ごみ処理基本計画』及び『生活排水処理基本計画』のそれぞれ3つの基本方針を実現するため、施策等を実施・推進する必要があります。

本計画の目標達成に向けた進捗状況は、「伊賀市ごみ減量・リサイクル等推進委員会」へ毎年報告し、今後の計画の推進にあたって意見や助言を求めます。また、市民や事業者がごみや生活排水に対する意識の向上を図るため、伊賀市ホームページ等で進捗状況等を報告するなどの検討を行っていきます。

第2節 進行管理

本計画の進捗状況について、PDCAサイクルに基づく進行管理を行います。

① 年次報告による公表

伊賀市ホームページ等を通じて「一般廃棄物処理基本計画」の施策の進捗状況等、情報発信を行っていきます。

② 計画の点検・評価と見直し

施策の進捗状況や数値目標の達成状況等を「伊賀市ごみ減量・リサイクル等推進委員会」に報告し、本計画の点検・評価を行い、目標値の達成状況や施策の実施状況等を確認して課題を抽出します。その結果をもとに目標や施策、取り組みの見直しを行います。また、社会経済状況や市民の意識の変化により、必要に応じて計画の点検、評価の見直しを検討します。

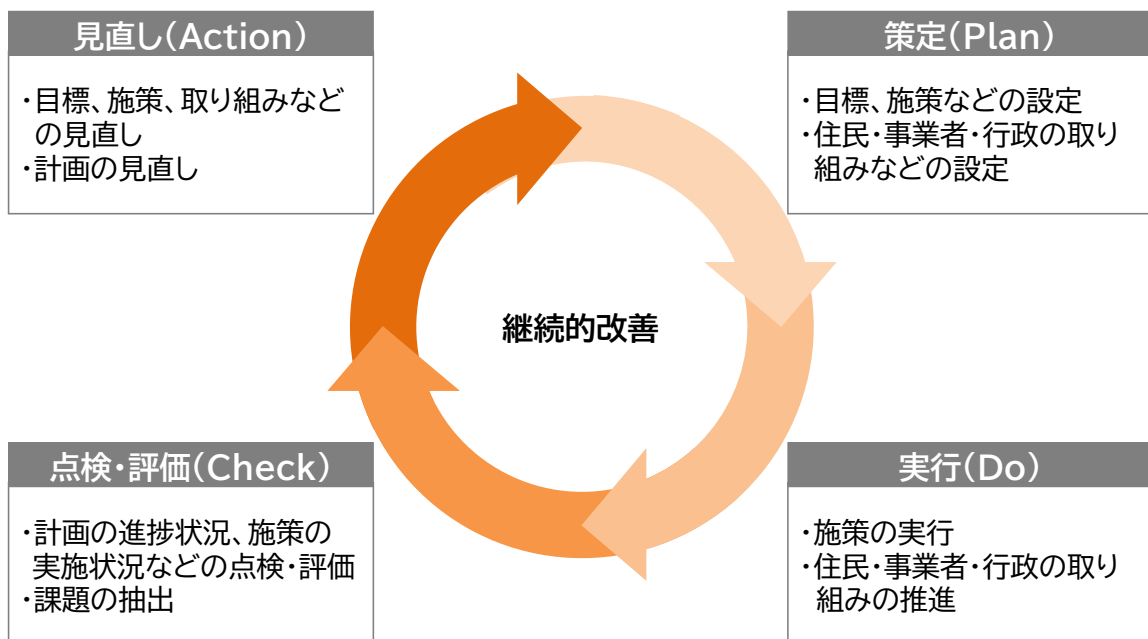


図 12-1 PDCA サイクルに基づく計画の進行管理

伊賀市一般廃棄物処理基本計画

概要版

令和8年2月発行

伊賀市人権生活環境部廃棄物対策課
〒518-1155 三重県伊賀市治田3547 番地の13
TEL 0595-20-1050 FAX 0595-20-2575